

第396回宮城県議会議案(追加提出分)に対する意見について

第396回宮城県議会(令和7年6月定例会)に追加提出される下記議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により知事から意見を求められたので、教育長に対する事務の委任等に関する規則(昭和31年宮城県教育委員会規則第12号)第3条第1項の規定により、令和7年6月17日に専決処分し、異議のない旨回答した。よって、同条第2項の規定により報告する。

記

1 予算議案

令和7年度宮城県一般会計補正予算(第1号分)

令和7年7月10日提出

宮城県教育委員会教育長 佐藤 靖彦

財 第 5 8 号
令和7年6月13日

宮城県教育委員会教育長 殿

宮城県知事 村井 嘉浩



第396回宮城県議会議案について(照会)

このことについて、下記議案を提出したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

1 予算議案

令和7年度宮城県一般会計補正予算(第1号)

1 補正予算の概要

単位:千円

令和6年度	令和7年度			比較	
6月現計予算額[A]	現計予算額[B]	6月補正額[C]	計[B+C]=[D]	[D-A]	[D/A]
159,678,992	162,664,449	25,200	162,689,649	3,010,657	101.8%

2 予算議案(教育庁関係分)

増額補正

番号	名称	概要
1	県立学校給食食材価格高騰対策事業	物価高騰の影響を受けている保護者の負担軽減のため、県立学校の給食食材価格高騰分を補助するもの。
		所管 保健体育安全課
		1 補正額 25,200千円 2 財源 全額国庫

宮城県教育委員会に属する職員等の育児休業等に関する規則の一部改正について

宮城県教育委員会に属する職員等の育児休業等に関する規則(平成4年宮城県教育委員会規則第2号)を一部改正することとし、教育長に対する事務の委任等に関する規則(昭和31年宮城県教育委員会規則第12号)第3条第1項の規定により令和7年7月3日専決処分した。よって同条第2項の規定により報告する。

令和7年7月10日提出

宮城県教育委員会教育長 佐藤 靖彦

1 改正の理由

地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)及び職員の育児休業等に関する条例(平成4年宮城県条例第12号)の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

2 法改正等の概要

部分休業(育児のために勤務しないことを認める制度)について以下のとおり改正。

現行	改正後
・ 1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しないこと ※勤務時間の始め又は終わりに請求可能	・ ① 1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しないこと (育休法第19条第2項第1号→「第1号部分休業」という) ・ ② 1年度につき10日相当の範囲内で勤務しないこと (育休法第19条第2項第2号→「第2号部分休業」という) ※職員は、①②のいずれかを選択し請求可能 ※勤務時間中の任意の時間に請求可能

【施行期日】

法律: R7.1.8公布、R7.10.1施行 条例: R7.7.7公布、R7.10.1施行

【経過措置(改正法附則第2項)】

法律の施行日前においても、令和7年7月1日から施行日以降の部分休業の請求等ができる。

3 規則改正の内容

第1号部分休業及び第2号部分休業の請求手続き等を規定するもの。

4 施行期日

令和7年10月1日

ただし以下の経過措置は公布の日

5 経過措置

請求、申出及び変更の手続き等は施行日前であっても可能(この場合、令和7年10月1日になされたものとみなされる)。

宮城県教育委員会規則第12号

宮城県教育委員会に属する職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会に属する職員等の育児休業等に関する規則（平成4年宮城県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（部分休業の承認の請求手続等） 第13条 職員（県費負担教職員を除く。以下この条において同じ。）は、<u>条例第20条第1項の第1号部分休業（以下単に「第1号部分休業」という。）の承認を請求するとき、法第19条第2項の規定による申出（第4項において「第2項申出」という。）（第1号部分休業の承認の請求に係るものに限る。）をするとき又は条例第20条の5の第3項変更（第4項において「第3項変更」という。）（第1号部分休業に係るものを除く。）をするとき</u>は、第1号部分休業承認請求書（様式第6号）に第3条第1項に規定する請求に係る子の氏名等を証明する書類を添えて、<u>あらかじめ、</u>県教育委員会に提出するものとする。 2 県教育委員会は、<u>法第19条第1項の規定に基づき第1号部分休業の承認の可否を決定したときは、別に定めるところにより当該承認を請求した職員に通知するものとする。</u> 3 <u>前2項の規定は、条例第20条の2の第2号部分休業（以下単に「第2号部分休業」という。）について準用する。この場合において、第1項中「条例第20条第1項の第1号部分休業（以下単に「第1号部分休業」という。）」とあるのは「第2号部分休業」と、同項及び前項中「第1号部分休業の」とあるのは「第2号部分休業の」と、第1項中「第1号部分休業に」とあるのは「第2号部分休業に」と、「第1号部分休業承認請求書」とあるのは「第2号部分休業承認請求書」と、「様式第6号」とあるのは「様式第6号の2」と読み替えるものとする。</u>	（部分休業の承認の請求手続等） 第13条 職員（県費負担教職員を除く。以下この条において同じ。）<u>が、法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けようとするときは、部分休業承認請求書（様式第6号）に第3条第1項に規定する請求に係る子の氏名等を証明する書類を添えて、部分休業を始めようとする日の1月前までに</u>県教育委員会に提出するものとする。 2 県教育委員会は、<u>法第19条の規定に基づき部分休業の承認の可否を決定したときは、別に定めるところにより部分休業を受けようとする職員に通知するものとする。</u>

4 県教育委員会は、第2項申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより、第3項変更をしなければ条例第20条の5に規定する子の養育に著しい支障が生じるか否かを判断するため必要があると認めるときは、第3項変更をしようとする職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

5 第3条第4項本文及び第5条第1項の規定は、第1号部分休業及び第2号部分休業について準用する。

様式第6号（表面）（第13条関係）

第1号部分休業承認請求書

3 第3条第4項本文及び第5条第1項の規定は、部分休業について準用する。

様式第6号（表面）（第13条関係）

部分休業承認請求書

[略]		
第 1 項 第 2 項 第 3 項 <u>地方公務員の育児休業等に関する法律第19条</u> の規定に基づき、		
<u>第 1 号部分休業の承認</u> 第 1 号部分休業の承認を請求することを申し出、併せて、同条第 1 項の規定に基づき、<u>第 1 号部分休業の承認</u> 同条第 2 項の規定による申出の内容を変更し、併せて、同条第 1 項の規定に基づき、<u>第 1 号部分休業の承認</u>		
を請求します。		
請求に係る子	[略]	
申出の内容	申 出 年 月 日	内 容
請求期間及び時間	[略]	
変更の内容	変 更 年 月 日	内 容
	変更が必要な事情	
[略]		
(注)① [略] ② <u>第 1 号部分休業の承認</u> が、職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を裏面に記入すること。 ③ [略] ④ <u>請求に係る子が複数いる場合は、2 人目以降を備考に記載すること。</u> ⑤ <u>請求期間及び時間の欄が不足する場合は備考に記載すること。</u>		

[略]		
<u>下記のとおり部分休業の承認を請求します。</u>		
請求に係る子	[略]	
請求期間及び時間	[略]	
[略]		
(注)① [略] ② <u>部分休業</u> の承認が、職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を裏面に記入すること。 ③ [略]		

様式第 6 号（裏面）（第13条関係）

[略]	第1号部分休業の承認 を取り消された時間		[略]
	[略]	[略]	
[略]			

様式第 6 号（裏面）（第13条関係）

〔略〕	休業の承認を取り消された時間		〔略〕
	〔略〕	〔略〕	

様式第 6 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第6号の2（表面）（第13条関係）

第2号部分休業承認請求書

請求年月日 年 月 日									
宮城県教育委員会 殿									
請求者 所 属	_____ (所属コード)								
職 名	_____								
氏 名	_____ (職員番号)								
第1項 第2項 第3項 の規定に基づき、									
第2号部分休業の承認 第2号部分休業の承認を請求することを申し出、併せて、同条第1項の規定に基づき、第2号部分休業の承認 同条第2項の規定による申出の内容を変更し、併せて、同条第1項の規定に基づき、第2号部分休業の承認 を請求します。									
請 求 に 係 る 子	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>続 柄 等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生 年 月 日</td> <td>年 月 日 生</td> </tr> </table>	氏 名		続 柄 等		生 年 月 日	年 月 日 生		
氏 名									
続 柄 等									
生 年 月 日	年 月 日 生								
申出の内容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">申 出 年 月 日</td> <td style="width: 60%;">内 容</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	申 出 年 月 日	内 容						
申 出 年 月 日	内 容								
開 始 日 時	年 月 日 時 分								
終 了 日 時	年 月 日 時 分								
取 得 日 数	日 取得時間数 時間 分								
残 日 数	日 残 時 間 数 時間 分								
変 更 の 内 容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">変 更 年 月 日</td> <td style="width: 60%;">内 容</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">変更が必要な事情</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="height: 40px;"> </td> </tr> </table>	変 更 年 月 日	内 容			変更が必要な事情			
変 更 年 月 日	内 容								
変更が必要な事情									
備 考									
(注)① この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書などのいずれか)を添付すること(写しでも可)。 ② 第2号部分休業の承認が、職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を裏面に記入すること。 ③ 請求に係る子が複数いる場合は、2人目以降を備考に記載すること。									

様式第6号の2（裏面）（第13条関係）

日付	第2号部分休業の承認の 請求を取り消した時間		時間数	請求者印	()印	所属長印	備 考
	午 前	午 後					
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年10月 1 日から施行する。ただし、次項から附則第 4 項の規定は公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 5 号）附則第 2 条の規定により、この規則の施行の日（以下「施行日」という）前において、職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例（令和 7 年宮城県条例第42号）による改正後の職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年宮城県条例第12号。以下「新条例」という。）第20条第 1 項の第 1 号部分休業（以下単に「第 1 号部分休業」という。）の承認の請求をし、同法による改正後の地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第110号）第19条第 2 項の規定による申出（第 1 号部分休業の承認の請求に係るものに限る。）をし、又は新条例第20条の 5 の第 3 項変更（第 1 号部分休業に係るものを除く。）をする職員は、経過措置期間における第 1 号部分休業承認請求書（附則様式第 1 号）に、第 3 条第 1 項に規定する請求に係る子の氏名等を証明する書類（以下「添付書類」という。）を添えて、施行日の前日までに、県教育委員会に提出するものとする。この場合において、経過措置期間における第 1 号部分休業承認請求書（附則様式第 1 号）及び添付書類は、施行日においてこの規則による改正後の宮城県教育委員会に属する職員等の育児休業等に関する規則（以下「新規則」という。）第13条第 1 項の規定により提出されたものとみなす。
- 3 前項の規定は、新条例第20条の 2 第 1 項の第 2 号部分休業（以下単に「第 2 号部分休業」という。）について準用する。この場合において、前項中「職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例（令和 7 年宮城県条例第42号）による改正後の職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年宮城県条例第12号。以下「新条例」という。）第20条第 1 項の第 1 号部分休業（以下単に「第 1 号部分休業」という。）」とあるのは「第 2 号部分休業」と、「第 1 号部分休業の」とあるのは「第 2 号部分休業の」と、「第 1 号部分休業に」とあるのは「第 2 号部分休業に」と、「第 1 号部分休業承認請求書（附則様式第 1 号）」とあるのは「第 2 号部分休業承認請求書（附則様式第 2 号）」と、「第13条第 1 項」とあるのは「第13条第 3 項において準用する同条第 1 項」と読み替えるものとする。
- 4 県教育委員会は、附則第 2 項（前項において準用する場合を含む。）の規定による提出があった場合、新規則第13条第 4 項並びに同条第 5 項において準用する第 3 条第 4 項本文及び第 5 条第 1 項の規定の例により、職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

附則様式第 1 号（附則第 2 項関係）

経過措置期間における第 1 号部分休業承認請求書

請求年月日		年	月	日
宮城県教育委員会 殿				
請求者 所 属		(所属コード)		
職 名		氏 名		
		(職員番号)		
地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 5 号。以下「改正法」という。）附則第 2 条の規定により、改正法の施行日前において、改正法による改正後の 地方公務員の育児休業等に関する法律第 19 条 第 2 項 第 3 項 の規定に基づき、 第 1 号部分休業の承認を請求することを申し出、併せて、同条第 1 項の規定に基づき、第 1 号部分休業の承認 同条第 2 項の規定による申出の内容を変更し、併せて、同条第 1 項の規定に基づき、第 1 号部分休業の承認 を請求します。				
請求に係る子	氏 名			
	生年月日	年	月	日生
	続 柄 等			
申 出 の 内 容	申 出 年 月 日	内 容		
請 求 期 間 及 び 時 間	期 間	時 間		
	年 月 日から □毎 日 年 月 日まで □その他()	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分		
	年 月 日から □毎 日 年 月 日まで □その他()	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分		
変 更 の 内 容	変 更 年 月 日	内 容		
	変更が必要な事情			
備 考				

(注) ① この請求書には、請求に係る子の氏名、生年月日及び請求者との続柄を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書、養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等)又はその写しを添付すること。

② 該当する□にはレ印を記入すること。

③ 請求に係る子が複数いる場合は、2 人目以降を備考に記載すること。

④ 請求期間及び時間の欄が不足する場合は備考に記載すること。

経過措置期間における第2号部分休業承認請求書